

## 姫路市入札監視会議 議事概要（平成22年度第2回）

1 日 時 平成23年2月17日（木） 午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 姫路市役所 北別館4階 第402会議室

### 3 出席者

（委員） 清原委員長 久保委員 原委員 柳内委員

（姫路市） 黒川財政局長 三木財政局次長 岡田契約課長 他契約課2人

### 4 概 要

#### 1. 建設工事発注状況等の説明

平成22年7月1日から平成22年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について、事務局より報告された。尚、この間の制度改正等はなし。

#### 【主な質問・意見】

特になし。

#### 2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された柳内委員より、抽出結果が報告され、以下のとおりとなった。

抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札（総合評価）について、全2件中1件

制限付一般競争入札（価格競争）について、全159件中2件を抽出  
（うち土木・鋼構造・ほ装工事より1件、その他工事より1件）

指名競争入札について、全175件中4件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より2件、建築工事より1件、その他工事より1件）

#### 3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札3件（総合評価1件、価格競争2件）及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

##### (1) 制限付一般競争入札（総合評価）

姫路市立菅野中学校武道場新築（建築）工事

#### 【主な質問・意見】

委員：落札決定基準の中でエコアクション21とあるが、どのような内容か。

事務局：環境制度の一制度であり、ISOは国際的な規格であるが、エコアクシ

ョン 21 は国内規格として環境省が実施しているものである。中小企業でも取り組みやすいものとなっている。

委員：評価値が最も高かったところが入札額も最も低かったと言われたが、そうではない場合もあるということか。またその場合はどうなるのか。

事務局：総合評価は、技術点等を加算した評価点と入札額から算定する、評価値で落札を決定する。入札額が他の入札より高くても、評価値が高いことで結果的に落札決定になる場合はあり得る。

委員：総合評価方式では入札額が低すぎて無効にならないかの確認程度なのか。

事務局：価格と評価点を総合的に考えて落札決定となる。つまり、予定価格と最低制限価格の範囲内の有効な入札で、評価値が最も高いものが落札者となる。

委員：入札の条件は参加者にはどこまでオープンにされるのか。

事務局：制限付一般競争入札は、公告という形で一般に周知されているので、参加者は公告の内容を見て、条件を満たすかどうか判断し、参加申込をしてくる。参加条件は公告で全て公表されている。

## (2) 制限付一般競争入札（価格競争）

駅東準幹線（13工区）及び阿保地区（その17）下水道並びに阿保地区区6-23号線他圧送管布設工事

### 【主な質問・意見】

委員：最低制限価格未満無効という入札がたくさんある。最低制限価格については、以前にも説明してもらったが、経済状況が変わって企業のコスト意識も変化して、競争が激化し、企業側が「このくらいであれば十分工事が可能である。」としているのに、市側の基準設定が変わらず高いということで、世間一般からずれた常識になっていないか。つまり今の経済状況では無効とすべきでないような基準のものを、最低制限価格を高めに設定して、無効としていないか。

事務局：平成21年あたりから、それ以前に比べて落札率が大幅に低下している。その間、最低制限価格の設定は変えていない。姫路市における最低制限価格の基準は全国的にみて決して高くなく、むしろ若干低めに設定している。また、入札制度の透明化を目的に最低制限価格の算定方式を公表しているが、経済状況が悪化している現状では、受注意欲が高まることにより、競争が激しくなっているのではと感じられる。

委員：もちろん姫路市の工事がお粗末なものにならないようにチェックをしっかりとってもらう必要はあるが、このような低めの入札額で全ての業者が赤字の見積もりではないと思うので、企業内でのコスト環境が変わってきているのではないかと推測する。そうであれば、制度の見直しも含めて留意していただきたい。

委員：それに関連して、姫路市では最低制限価格の公表は事前も事後も行っておらず、今後も予定はないとのことを以前に聞いたが、他都市では公表

しているところもあると聞く。公表するメリットは何なのか。

事務局：公表することによって、透明性・公平性を高めることに加え、不正な動きを防止しようという判断が当該自治体にあったのではないかと思われる。ただ、事前に公表すれば価格がほとんど横並びになることも多くなり、抽選が増えるとも聞く。そうなる価格競争の意味があるのかとの懸念も出てきてしまうので、今のところ姫路市においては最低制限価格の公表は考えていない。

委員：最低制限価格の設定は、国からの通知で設計価格の2/3から85%で設定するというのを聞いたが、工事ごとに設定するのか。

事務局：最低制限価格の設定は、工事に関して言えば、国や県と同様に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費という四項目に対してそれぞれ一定の割合を掛けて算出するという方法をとっている。国や県と全く同じ率ではないが、工事の業種に関わらず、同じ算式を使って算定している。ただ、設計は工事ごとに積み上げて行うことから、工事費に占める四つの項目に対する割合がそれぞれ違っており、同じ算式を適用しても、予定価格に対する最低制限価格の割合は違ってくる。

委員：先程の指摘のとおり、新しい技術や工法、建材などが出てきたり、特許が切れて製品の価格が下がるなどのコスト環境はめまぐるしく変化しているのではないかと推測する。最低制限価格の設定の仕方についても、経済状況などの変化によって見直す必要があるのではないかと。

事務局：予定価格が3億円以上のような大きな案件については、技術革新や工夫、努力が反映されやすいと考え、最低制限価格制度ではなく、低入札調査制度を用いている。これは通常の入札制度における最低制限価格にあたる金額を下回った場合でも、一定の調査を行い、契約内容が十分履行できると判断できれば落札決定するという制度である。姫路市においては最低制限価格制度と低入札調査制度を併用している。

委員：ほとんどの入札者が細かい価格設定で、きちりで見積もりしているようだが、1社だけ予定価格とほぼ同じくらいの入札額がある。これはなぜか。

事務局：各業者が、公表されている算定方式の分析や企業努力により特定の金額あたりに集中することは多い。ご指摘の予定価格に近い業者については、申込み後に何らかの事情でその価格でしか請負えないと判断したのではないかと推測されるが、事情はよくわからない。入札制度というのは、公共工事の品質確保と建設業者の健全な育成の二つ両方を目標としていくことだと認識している。現在、制限付一般競争入札については、予定価格の事前公表と最低制限価格の計算式の公表という形をとっているが、今の時代に合っているかを十分検討しながら、見直しをしていく必要があると認識している。

高木前処理場沈殿池設備第1期改築（機械設備）及び同（その2）工事

【主な質問・意見】

- 委員：この案件は市内外を問わないとのことだが、制限付一般競争とはどの部分を制限しているのか。市内のみで制限しているのではないのか。
- 事務局：いくつかの資格条件を設定していることにより参加者を制限しているという意味である。例えばWTO対象案件などでは、制限していない一般入札なので、多数の業者が参加できる。それに対して、いくつかの条件、経審における総合評価値であったり、姫路市におけるランクであったり、施工実績であったりという具合に、ある程度参加者を制限しているというのが制限付一般競争入札である。制限という意味の定義は幅が広い。
- 委員：予定価格は公表されているか。
- 事務局：事前に公表している。
- 委員：工事の内容が第1期改築の（その1）と（その2）工事に分けている。わざわざ工事を二つに分けているのに、一括して入札するのはなぜか。
- 事務局：下水の処理場などの大きな事業は国庫補助事業で元々建設されており、それによって設置した機械は一定の耐用年数が過ぎて使えなくなると、再度補助事業にて改築できるという仕組みになっている。但し、同じ施設内でも国庫補助メニューに該当しない部分については、姫路市単独事業として行うことになる。場所も同じで機械も同じなので、一緒に発注して工事をしていくのが妥当である。補助事業と単独事業を区別する意味で設計を分けている。
- 委員：今回が第1期ということは、続いて第2期や第3期もあるのか。
- 事務局：大きな施設だから、一度に工事はできない。また施設の機械を一度にとめてしまうと、下水の処理が滞ってしまう。いくつか同じような施設があるので、一部を運転しながら、一部を止めて工事するという具合に順次施工していく。
- 委員：低入札調査制度対象の3億円以上の予定価格で、8千万も低くなっている。調査基準価格を下回り、低入札調査を行っているが、それだけ価格を安くできるような技術があるということはやはり予定価格の見直しが必要なのではないか。
- 事務局：技術的に向上したというよりは、機械器具設置工事においては、機器費の占める割合が大きく、機器費でどれだけ値引き可能かというところに係ってくるようなので、かなり低い金額での落札というのは十分想定される。
- 委員：しかしそれでも金額の隔たりが大きく、予定価格の客観性が問われるのではないか。
- 事務局：特殊な機械がある場合には、設計時に見積もりを徴収することも多く、予定価格が高止まりする可能性はある。
- 委員：見積もりをとって設計するような場合は、見積もりの提出をうける時点で価格調整が始まっている。

- 事務局：見積価格が調整されて高いようなら、高い入札価格になっているはずだが、結果的に低入札調査の対象となるくらいの価格での入札になっているので、それはない。
- 委員：技術力や機械の価格の情勢など担当者がしっかり勉強していなければ業者に足元を見られるようなパターンに陥りがちだ。
- 事務局：処理場などでは複雑なプラント系の工事などが多く、また特殊な場合もあり、技術力を高めるための勉強も専門的なものとなるため、なかなか難しいのが現状である。
- 委員：ただ、大きなプラント系の工事の場合、一度受注してしまうと、メンテナンスなどで次も受注可能になりやすく、他の公共工事参加の際も実績があるとして高ポイントを得られる。以前に見られた1円受注などの極端な入札については、総合的に考えて元がとれると業者側が判断しているからできている。プラント系以外でも例えばエレベーター工事などもそういう傾向がある。
- 委員：予定価格は業者への見積もりだけで決めるのか。
- 事務局：もちろん違う。市の積算基準に沿って設計して算定する。基本的には単価などから各項目を積算し、それを積み上げて設計するが、特殊な機械などは積算基準にカバーされていないため、見積もりを徴収してその内容を盛り込むということはある。
- 委員：予定価格が3億のものが2億近くになると、国からの補助金はどういう計算になるのか。
- 事務局：あくまで落札した後の契約金額に対しての補助となる。

### (3) 指名競争入札

#### 災害復旧事業 摺鉢池復旧工事

##### 【主な質問・意見】

- 委員：本店所在地が4校区の中に10社も指名対象業者があるが、業者の数は結構多いという感想だ。
- 事務局：姫路市の建設業者数は他の市町と比べても多い方だと思う。
- 委員：予定価格以上がほとんどで、2者のみ予定価格以下だが、何か理由があるか。
- 事務局：先程審議した制限付一般競争入札と違い、指名競争入札については、事後に予定価格を公表することとしている。入札時点では予定価格は公表していないため、結果的にこのような入札になったと思われる。

#### 奥山地内排水路改修工事

##### 【主な質問・意見】

特になし。

## 別所幼稚園園舎増築工事

### 【主な質問・意見】

委員：制限付一般競争入札をまず行って応募がなかったとのことだが、常識ではあまり考えにくい。なぜそうなったのか。

事務局：あくまで推測だが、建築工事という業種では2千万円の工事はそれほど大きくなく、また地理的にも姫路市の東端で、あまり魅力がなかったのではないか。一般競争入札時には一定の期間、公告をホームページ等で周知しており、対象の登録業者全員が公告に気づいていないということはないと思われる。

委員：制限付一般競争入札で応募がなかったからといって、指名競争入札に切り替えることをしているのはあまりないのではないか。普通、一般競争入札で応募がないのなら、指名競争であっても入札が成立しないのではないかと思うが。

事務局：通常、一般競争入札でもいくつかの条件を設定して制限をしている。この案件においても、地域要件として、一定のランクと業者の所在地が施工場所を含む近隣校区であること等を参加資格として設定をしていた。その設定したいくつかの校区に所在する業者の申込がなかったということである。本来なら、それよりさらに所在地条件、あるいはランクを拡大して再度一般競争入札を行うのだが、今回は幼稚園の園舎の増築ということから、園児の活動も考慮して工期の制限があったため、条件を変えて再度一般競争入札を行う時間的な余裕がなく、やむなく、より早く契約ができる指名競争入札に切り替えたものである。当初設定した校区以外の業者も指名したため、落札可能となったのではないかと思う。

## 姫路市営上野住宅1～3号棟地上デジタル放送対応工事

### 【主な質問・意見】

特になし。

#### 4. 指名停止等の措置状況

平成22年7月1日から平成22年11月30日までに指名停止措置を行った、延8者について、事務局より報告

### 【主な質問・意見】

特になし。

#### 5. 低入札価格調査

平成22年7月1日から平成22年11月30日までに行った低入札価格調査3件及び同期間に工事完了した案件3件について事務局より報告

### 【主な質問・意見】

委員：工事成績の点数がかなり低いように思う。そもそもの成績の尺度とそれに対応する措置などについて説明願いたい。

事務局：工事成績は 100 点満点で、ある程度の点数未満となると、施工状況がよくなかったとして、指名停止措置の対象となる。

委員：工事の出来具合を検査するのに、外観だけで判断するのか。出来てしまってから検査しても内部はわからないと思うが。

事務局：外観からも判断するが、土木工事などでは掘削して検査を行うこともある。

#### 6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

- ・苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局より報告

[ 苦情処理案件なし ]

[ 再苦情処理案件なし ]

#### 5 その他

- ・次回会議の審議対象工事の抽出を行う委員の指定について  
久保委員が指定された。

- ・次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成 23 年 8 月開催を目途に日程を調整する。